フォーム名:
「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市民提案募集

受付番号:
EB00001688

▼ Q1. 題名
傍聴者席の適正な確保及び提案提出者に対する傍聴の薦め等

▼ Q2. 現状及び課題点
　先般の委員会のグループ討議に際し、傍聴者が当初設けられていた傍聴席ではグループ討議の内容が全く聴き取れないので
　グループの近くに椅子を移動したところ委員から異論が出た。

▼ Q3. 提案内容
市民が議会・委員会等を傍聴する、また市が市報等で市民に傍聴を薦める意義をご理解いただきたい。
傍聴は、市民が議会・委員会等に参加する重要な権利であり、市民にも広く開かれています。議会・委員会の透明性を促進し、民主主義を支える重要な取り決めです。
傍聴者には議会・委員会（グループ討議などを含む）等の全体が十分に可視でき、発言が聞き取れる席が準備され、議会・委員会に配布されている資料を傍聴者にも配布されるることが絶対条件です。
市議会等は実施されています。一方、委員会が市民に広報されずに開催され、傍聴すらできない委員会もあります。（夢列車譲渡委員会等）
これらをまちづくり基本条例に則して正常化することがまちづくり委員会の重要な役目です。
委員の方々には市議会等を傍聴されることをお薦めします。

▼ Q4. 見込める成果

これらを一つ一つ適切に行えば市民参画も増え市政が「市民が主体」の市政になります。
提案提出者に当該提案を付議する日時を通知し傍聴及び意見を求めれば、市民の市政参画は促進され提案も拡充します。議会陳情、請願は充分ではありませんがこのことが実施されています。
私はこれまでに今委員会に数件の提案を提出し傍聴もしていますが、未だに提案受理通知も無く、何時審議されるのか不明です。
従来の扱いと同じく1年後位に「担当部署扱い」として合理的、論理的、常識的説明もなく回答されることを危惧します。
過去の委員会の長所、短所を見直し、まちづくり基本条例の適正な運営を期待します。